

資料編

1	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会委員名簿	172
2	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会開催経過	174
3	次世代育成支援に関する市民意向調査の概要	176
4	用語集	179
5	事業索引	192

1 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会委員名簿

(会長◎、副会長○)

選出区分	氏名	所属	担当期間
学識経験者	◎副田 あけみ	首都大学東京 都市教養学部 教授	H18.2.28～ H22.3.31
府中市社会福祉協議 会の代表者	山村 一生	府中市社会福祉協議会 地域福祉課長	H18.2.28～ H20.3.31
	見ル野 一太	府中市社会福祉協議会 地域活動推進課長	H20.4.1～ H22.3.31
府中市私立幼稚園協 会の代表者	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 会長 (府中市白糸台幼稚園 園長)	H18.2.28～ H22.3.31
府中市私立保育園 園長会の代表者	木下 義明	府中市私立保育園園長会 代表 (南分倍保育園 園長)	H18.2.28～ H22.3.31
府中市立小学校校長 会の代表者	田中 博	府中市立第二小学校 校長 府中市立みどり幼稚園 園長	H19.4.1～ H20.3.31
	三井 知恵子	府中市立小柳小学校 校長 府中市立小柳幼稚園 園長	H20.4.1.～ H21.3.31
	小島 茂	府中市立第二小学校 校長 府中市立みどり幼稚園 園長	H21.4.1～ H22.3.31
府中市立中学校校長 会の代表者	岸田 博三	府中市立浅間中学校 校長	H18.2.28～ H20.3.31
	中村 一哉	府中市立第五中学校 校長	H20.4.1～ H21.3.31
	山崎 好美	府中市第七中学校 校長	H21.4.1～ H22.3.31
府中市立小中学校 PTA連合会の代表者	村越 ひろみ	府中市立小中学校PTA連合会 代表	H18.2.28～ H22.3.31
むさし府中商工会議所 の会員	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員 (臼井水道工業 代表取締役)	H18.2.28～ H22.3.31
	高瀬 詩子	むさし府中商工会議所 会員 (サイズエンターテイメント 代表取締役)	H18.2.28～ H20.3.31
	矢島 愛子	むさし府中商工会議所 議員 (モナムール清風堂本店 代表取締役)	H20.4.1～ H22.3.31

選出区分	氏名	所属	担当期間
子育てに関するNPO 法人の代表者	杉村 靖子	NPO法人パーソナルケアサービス みもぞ 代表	H18.2.28～ H20.3.31
	富田 和子	NPO法人パーソナルケアサービス みもぞ 代表	H20.4.1.～ H22.3.31
	岩村 いずみ	NPO法人府中たすけあいワカズ ぽぽ 理事	H19.4.1～ H20.3.31
	皆川 和子	NPO法人府中たすけあいワカズ ぽぽ 子育て支援担当コーディネーター	H20.4.1～ H21.3.31
	北村 ひろみ	NPO法人府中たすけあいワカズ ぽぽ 理事	H21.4.1～ H22.3.31
府中市民生委員児童 委員協議会の代表者	弓削田 恵美子	府中市民生委員児童委員協議会 会長代理 (府中市第五地区民生委員児童委員協議会 会長)	H18.2.28～ H20.3.31
	岡野谷 忠義	府中市民生委員児童委員協議会 代表 (府中市第四地区民生委員児童委員協議会 会長)	H20.4.1～ H22.3.31
ファミリー・サポート・ センターの会員	内藤 起久子	府中市ファミリー・サポート・センター 提供会員	H18.2.28～ H22.3.31
府中市自治会連合会 の代表者	山崎 猛	府中市自治会連合会 総務	H18.2.28～ H20.3.31
	松本 幹郎	府中市自治会連合会 総務	H20.4.1～ H22.3.31
府中市青少年委員	佐藤 政利	府中市青少年委員会 会長	H18.2.28～ H22.3.31
労働者側の関係者	清水 勝	連合三多摩・多摩東部第二地区協議会 副議長 (東芝労働組合府中支部 書記長)	H20.11.1～ H22.3.31
公募による市民	小川 純子	公募市民	H18.2.28～ H20.3.31
	鈴木 さつ子	公募市民	H18.2.28～ H20.3.31
	木村 留美	公募市民	H20.4.1～ H22.3.31

2 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会開催経過

【平成19年度】

回	日時	主な内容
第1回	平成19年6月15日	・会議の公開について ・平成19年度府中市次世代育成支援行動計画推進協議会スケジュール ・府中市福祉計画の改訂について ・府中市次世代育成支援行動計画のうち国へ報告が必要な事業の進捗状況について ・府中市次世代育成支援行動計画のうち新規・重点事業の進捗状況について
第2回	平成19年7月13日	・府中市次世代育成支援行動計画のうち新規・重点事業の進捗状況について ・後期計画策定に向けた意見交換について
第3回	平成19年7月23日	・第2回協議会の質問事項について ・府中市福祉計画について ・府中市の子育て支援に関する計画について ・市民意向調査(アンケート)について ・中高生へのアンケート項目について
第4回	平成20年3月17日	・国の動向について ・府中市次世代育成支援行動計画の改訂に向けて ・平成20年度 子育て支援に関する新規・レベルアップ事業について

【平成20年度】

回	日時	主な内容
第1回	平成20年5月16日	・次世代育成支援行動計画推進協議会 会長の選出 ・次世代育成支援行動計画推進協議会 副会長の選出 ・会議の公開について ・府中市次世代育成支援行動計画について ・今後のスケジュールについて ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画の策定に向けて ・府中市次世代育成支援行動計画のうち国へ報告が必要な事業の進捗状況について
第2回	平成20年6月20日	・府中市次世代育成支援行動計画のうち新規・重点事業の進捗状況について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けた市民意向調査について
第3回	平成20年6月27日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けた市民意向調査について
第4回	平成20年9月26日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けた市民意向調査の項目について
第5回	平成20年12月19日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けた市民意向調査の速報値について

回	日時	主な内容
第6回	平成21年1月30日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画に向けた事業の庁内調査結果について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けての課題の整理について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画の基本理念・基本方針・目標(案)について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画に向けた市民意向調査の結果について
第7回	平成21年3月4日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画に向けて区分を変更する事業と追加する事業について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画策定に向けての課題の整理について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画の基本理念・基本方針・目標(案)について ・府中市次世代育成支援行動計画後期計画の体系(案)について ・府中市次世代育成支援行動計画での重点課題の進捗状況について

【平成21年度】

回	日時	主な内容
第1回	平成21年5月15日	・府中市次世代育成支援行動計画のうち国へ報告が必要な事業の進捗状況について ・府中市次世代育成支援行動計画のうち新規・重点事業の進捗状況について
第2回	平成21年6月26日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画に掲載する事業について
第3回	平成21年8月4日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画の素案(案)について
第4回	平成21年10月30日	・府中市次世代育成支援行動計画後期計画(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について

3 次世代育成支援に関する市民意向調査の概要

(1) 調査目的

府中市では、次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～26年度）策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や意見・要望を把握するため、市内に居住する児童の保護者と中学生・高校生世代及びひとり親世帯を対象に調査を実施しました。

(2) 各調査の概要

① 就学前児童調査

調査対象	市内に居住する就学前児童(0～5歳)の保護者 3,000人 平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成20年10月30日～11月17日
配布・回収数(率)	配布数:3,000 有効回収数(率):2,022(67.4%)
調査項目	A 日ごろの子育て B 保護者の就労状況 C 保育サービスの利用状況 D 保育サービスの利用希望 E 病気の場合の対応 F 一時あずかり G トワイライトステイ*、ショートステイ*、産前産後家庭サポート H 学童クラブ*、放課後子ども教室* I ベビーシッター J ファミリー・サポート・センター* K 地域における子育て支援サービス L 地域とのかかわり M 子育て支援サービスに関する情報 N 児童虐待*防止 O 安全なまちづくり P 育児休業*制度 Q 子育てと仕事の両立 R 市への要望

② 小学生調査

調査対象	市内に居住する小学生(6～11歳)の保護者 2,000人 平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成20年10月30日～11月17日
配布・回収数(率)	配布数:2,000 有効回収数(率):1,301(65.1%)
調査項目	A 日ごろの子育て B 保護者の就労状況 C お子さんの日々の過ごし方 D 学童クラブ*の利用 E 病気の場合の対応 F 一時あずかりなど G 宿泊を伴う一時あずかり H ベビーシッター I ファミリー・サポート・センター* J 地域とのかかわり K 子育て支援サービスに関する情報 L 児童虐待*防止 M 安全なまちづくり N 子育てと仕事の両立 O 市への要望

③ 中学生・高校生世代調査

調査対象	市内に居住する中学生(12～14歳) 1,000人 市内に居住する高校生世代(15～17歳) 500人 平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成20年10月30日～11月17日
配布・回収数(率)	配布数:1,500 有効回収数(率):851(56.7%)
調査項目	A 日ごろの生活 B 携帯電話及びインターネット*の利用状況 C 日ごろ関心のあること、感じていること D 悩み E 地域生活 F いじめ G 子どもの権利 H 市への要望

④ ひとり親家庭調査

調査対象	ひとり親世帯 500人 平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成20年10月30日～11月17日
配布・回収数(率)	配布数:500 有効回収数(率):303(60.6%)
調査項目	A 仕事 B 暮らし向き C 日ごろの子育て D 子どもの過ごし方 E 生活や子育ての悩み F 子育てサービスに関する情報 G 児童虐待*防止 H 地域とのかかわり I 子育てと仕事の両立 J 市への要望

4 用語集

ア行

● アクセス

ネットワークや通信回線などを使って他のコンピュータ(サイト*)に接続すること。

● 安全安心メール

緊急情報を携帯電話やパソコンの電子メール、FAXを用いて、府中市から利用登録をした市民に配信している。内容は、警察署や消防署から提供される不審者出没や犯罪・災害発生状況などの緊急情報である。

● 育児休業

育児のために労働者が一定期間休業することを保障する制度。日本では、育児・介護休業法に基づき、労働者は事業主に申し出ることで、子どもが1歳に達するまでの間、養育のために育児休業をすることができる。なお、保育所に入所を希望しているが入所できない場合などは1歳6ヶ月まで延長できる。原則として同一の子どもについて1回のみ利用できる。育児休業を理由とする解雇、その他の不利益な取扱いが禁止されている。休業期間中の所得保障として育児休業給付が支給されるほか、社会保険の保険料が免除される。(*)

● 一時あずかり事業

保護者の傷病及び入院又は育児等に伴う精神的身体的負担の解消等により、一時的に保育に欠ける状態にある児童の保育。

● 一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画のことで、現行の制度では、従業員301人以上の企業については、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局の雇用均等室への届出義務がある。なお、平成20年11月に「次世代育成支援対策推進法*」の一部改正が行われ、平成23年4月1日から一般事業主行動計画の策定義務事業主は101人以上の企業となり、100人以下の企業には策定の努力義務となる。

● インターネット

個々のコンピュータを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどの通信サービスを行うことができるネットワーク、通信網。

● ALT (Assistant Language Teacher)

外国語等の授業を支援する外国人指導員。府中市では小学校3年以上の授業にALTを配置し、ネイティブスピーカーの英語に触れる機会を設けている。

● NPO (Non Profit Organization)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られている。

● 延長保育

通常の保育時間(7時～18時)を超えて提供する保育サービス。

力行

● ガイドライン

政策・施策などの指針、指標のこと。

● 学習障害(LD)

平成11年に文部省の調査研究協力者会議が公表した報告書によると、「学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものである」とされている。すなわち、知能は正常範囲内であるにもかかわらず、読み、書き、計算等の特定の学習能力に困難を示す状態のことをいう。(＊)

● 学童クラブ

学童クラブとは、児童福祉法*第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね小学校3年生までの児童に対し、授業の終了後に学童クラブ施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

● 家庭的保育

家庭的保育者の居宅等で、主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行う保育の形態をいう。そこでの保育者は「保育ママ」、「家庭福祉員」等と呼ばれる。平成20年の児童福祉法*改正により、平成22年から家庭的保育事業として、法定化され、一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の充実が図られることになったため、都道府県知事への届出、指導監督が設けられることとなった。

● キッズデザイン

子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザインのことをいう。

モノの色や形だけでなく、子ども目線での設計や工夫なども含んでいる。また、子ども用の製品やサービスだけでなく、大人向けのものであっても、子どもへの配慮が大切となる。

● ギャラリートーク

展示された美術作品を前にした解説者のガイドで、参加者同士が対話を通して鑑賞することにより、作品の魅力や価値を発見していくプログラム*のこと。

● キャリア教育

児童生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、社会人として自らの人生を主体的に生きる力を育てること。(文部科学省HP)

● グループワーク

グループ活動を通じて、個人や集団の抱える問題により効果的に対処できるよう人々を援助する社会事業の一方法。

● 高機能自閉症(アスペルガー症候群)

広汎性発達障害(コミュニケーション、対人関係などに障害があることで特徴づけられる発達障害*)のうち、知的障害がないもの(一般的にはIQ70以上)を高機能自閉症という。「高機能」というのは知能が高いという意味であるが、平均的な健常者より高いとは限らず、知的障害との境界域の場合もあれば、平均的な健常者をはるかに上回る場合もある。

なお、そのうち、言語や知的に障害のないものがアスペルガー症候群の特徴である。

● 合計特殊出生率

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合なので、合計特殊出生率は女性が一生涯にもつであろう平均的な子どもの数であるとも言われる。(*)

● 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。これらは、日常生活において大きな支障をもたらす場合があるが、一見してその症状を認識することが困難であり、周囲に十分な理解を得られないことが多い。(※)

● コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際に調整が必要となる。特に地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整することが重要な役割となっている。(※)

● 子育てひろば

地域の子育て家庭の親と子どもを対象に、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談の実施、子育て情報の提供、子育て支援に関する講習会などを実施することで、子育て不安の解消を図る。

● 子ども家庭支援センター

子育て家庭からの育児などの相談や、子ども自身からの相談、児童虐待*に関する相談を受けている。また、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行っている。府中市には「たっち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

● 子ども緊急避難の家

児童・生徒の緊急時の避難場所の確保と一時保護を目的としており、協力している個人宅や店舗等には、目印として子ども緊急避難の家ポスターを人目につきやすい場所に掲示している。

● コミュニティサイト

関心や興味を共有する人々があつまる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたインターネット*上のサイト*のこと。

サ行

● サイト

インターネット*を使って、見ることのできる画面、ページのこと。ウェブサイトの略。

● 次世代育成支援対策推進法

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年施行。「わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」(厚生労働省)法律である。(＊)

● 児童虐待

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)等の行為をいう。(＊)

● 児童デイサービス

障害者自立支援法の居宅における生活支援のためのサービスとして、療育の観点から個別教育、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所、保健所に意見を求める)を対象とし、肢体不自由児施設等に通い、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する。(＊)

● 児童の権利に関する条約

国際連合が、児童の権利宣言30周年に当たる平成元年11月20日に採択し、翌年9月に発行した児童の権利に関する総合的条約である。18歳未満の児童が有する権利について包括的・網羅的に規定している。その内容は大きく、①児童の生存・保護・発達に関するもの、②児童の最善の利益、親の第一次養育責任等児童の特性に配慮したもの、③児童の意見表明、思想・両親の自由等成人と同様の権利を認めるもの、の3つに類型化される。条約は児童の受動的権利及び親の指導を認めつつも、権利行使の主体としての児童観を鮮明に打ち出した点において画期的なものである。わが国はこの条約を平成6年5月に締結している。(＊)

● 児童福祉法

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする、児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業及び施設、費用、雑則、罰則の6章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。(＊)

● ショートステイ

保護者が出産、病気、出張などの理由で子どもの養育が一時的に困難なとき、7日間を限度に子どもをあずかり、食事や通園通学の援助をする事業である。

● 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間人。国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。人権意識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者が推薦される。（＊）

● スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

● スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験のある者等であり、学校や関係機関等と連携・調整を図り、児童生徒の問題行動等の背景にある家庭や学校、友人、地域社会などの児童生徒を取り巻く環境の問題に働きかけて支援を行う。（文部科学省資料）

● ストーリーテリング

物語を覚えて語ること。「おはなし」、「すばなし」ともいう。

● 青少年委員

市の非常勤特別職として、青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図る目的として活動を行っている。主な活動としてはジュニアリーダー講習会運営委員会を中心として、青少年の余暇指導をするなど市主催の青少年関連事業への参加や、青少年団体の育成、指導者に対する指導を行う。

● 青少年対策地区委員会

府中市の市立中学校の学校区（11地区）を単位として、地域の学校、PTA、児童委員、保護司、青少年委員＊、体育指導委員、婦人団体、青少年団体、地域代表などで構成されたボランティア団体であり、地域の子どもたちの健全育成のために活動をしている。

タ行

● 注意欠陥多動性障害(ADHD)

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害をいう。①注意力の障害(注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など)、②多動性(じっと座っていられない、常にそわそわ動いている、など)、③衝動性(順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など)を特徴とし、知的な遅れはほとんど見られない。(※)

● TT(チームティーチング指導)

児童・生徒一人ひとりの多様な特性を把握し、個に応じたきめ細やかな指導を行うために複数教員により指導する方法。

● DV

⇒「ドメスティック・バイオレンス(DV)」参照。

● 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法*により、国や地方公共団体に対し職員を雇用する事業主の立場から、特定事業主として職員の職業生活と家庭生活の両立を図るための取組みを行動計画に示す。

● 特定妊婦

出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦のこと。(児童福祉法*)

● 特定保育

保護者の多様な就労形態により、1か月あたりおおむね64時間以上保育に欠ける状態にある児童の保育。

● 特別支援教育

障害のある児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行なうこと。平成19年4月からは学校教育法に位置付けられている。

● ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。

● トワイライトステイ事業

共働きや残業などで帰宅が遅い家庭の子どもを、午後5時から午後10時の間であずかる事業。施設までの迎えも行っている。

ナ行

● ニート

NEET(Not in Employment, Education or Training)。直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。英国で名づけられた。

「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人」と定義している。また、「ニート」とは若年無業者のうち「非求職型及び非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」または「就職したくない」者としており、日本で「ニート」というと大抵はこの意味で用いられるのが一般的である。

● 認可保育所

国の基準による保育所。

● 認証保育所

東京都が平成13年度から導入した制度。認可外保育施設に都独自の基準（認証基準）を設け、基準をクリアした保育所を認証保育所として都と区市町村が運営費を補助するものである。国の基準からいえば認可外保育施設であり、したがって、利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定できる（上限あり）。

● 認定こども園

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されているもの。親の就労状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること、子育て相談など地域での子育て支援の実施が2つの主たる事業となる。（＊）

認定こども園には、①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型の4種類がある。

● NP(ノーバディーズパーフェクト)

カナダ発祥の親支援プログラム*で、「完璧な親や子どもなど存在しない」という意味で、まわりからの助けを得ながら親になっていくことを基本に、1歳から3歳までの親子を対象として、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶものである。

八行

● 発達障害

発達障害にはさまざまな定義があるが、発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害ならびに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害（コミュニケーション、対人関係などに障害があることで特徴づけられる発達障害）、学習障害（LD）*、注意欠陥多動性障害（ADHD）*などがこれに含まれる。（※）

● パブリック・コメント

行政が条例や計画を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・改善案など（＝コメント）を求める手続きのことをいう。

● バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。

● 評価指標

計画の進捗状況を測定するために設定した基準である。利用者の視点にたち評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことにより、計画のPDCAサイクル*の実効性を高めることができる。

● PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や市町村が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できることが期待されている。

● PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしていくマネジメントシステム。

● 病児・病後児保育

病院や保育所等の施設の専用スペースで病児・病後児を一時的にあずかる事業のこと。子育てと就労の両立支援の一環として実施している。(＊)

● ファミリー・サポート・センター事業

仕事や家庭の都合で育児の手助けをしてほしい方(依頼会員)と、心身ともに健康で子育てに意欲と理解があり育児の手助けをしたい方(提供会員)が、お互いに助け合い育児のサポートを行う会員の相互援助活動である。この事業は、会員同士の信頼関係によって成り立つもので、仕事と育児を両立させ、地域で安心して子育てができる環境づくりを目指している。

● フィールドミュージアム

建物の中の展示物を見るのではなく、地域にある自然、歴史文化、産業などを活用し、地域(フィールド)全体を博物館(ミュージアム)としてとらえる考え方。

● フィルタリング

パソコンを使用する人が受信可能な情報を、規制すること。または、その設定。たとえば、フィルタリングの機能を使うと、子どもが特定のインターネット*のホームページに、アクセス*できないようにしておくことができる。

● 福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

第三者の評価機関は、「利用者調査」と「事業評価」の2つの評価手法を用い評価する。「利用者調査」は利用者のサービスに対する意向や満足度を把握することを目的とし、「アンケート方式」、「聞き取り方式」、「場面観察方式」の3つの方式を状況にあわせて使用し、実施する。「事業評価」は、事業者の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営、マネジメントの力や現在提供されているサービスの質を評価する手法である。評価結果は、事業者情報とあわせて公表される。

● 副籍

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、間接的・直接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

● フルタイム

勤めている事業所で決められている労働時間を、すべて勤務すること。一部勤務することはパートタイムという。

● プログラム

進行状態についての計画や予定。予定表。

● 保育室

東京都が定めた保育室設置基準を満たし、区市町村が保育室利用契約を締結した定員6名から29名の小規模な認可外保育施設である。東京都及び区市町村が運営費に対する補助を行っている。

● 保育ママ

⇒「家庭的保育」参照。

● 放課後子ども教室

子どもたちの健やかな成長のため、地域住民等と協力・連携を図りながら、放課後に小学校施設を利用して、大人が子どもたちを見守りながら「遊びの場・学びの場」を提供している。市内市立小学校全校で実施しており、参加するには事前に登録が必要となる。

● ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが訪問し、介護サービスや生活援助(家事)サービス、相談・助言を行い、利用者やその家族が安心して在宅で生活を送ることができるよう援助するとともに、家族などの負担の軽減を図るサービスをいう。

● 母子及び寡婦福祉法

すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることが、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子一体の福祉の推進を図っていることが特徴であり、母子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅における介護等、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。平成14年に大幅な改正があり、父子家庭の父も措置等の対象になった。(※)

● 母子自立支援プログラム

母子家庭の児童扶養手当受給者の自立・就業を図ることを目的とし、母子自立支援プログラム策定員(母子自立支援員)が、個々の母子家庭の児童扶養手当受給者の状況に応じて策定する自立・就業支援のためのプログラム*のことである。プログラム*に基づき、関係機関やハローワーク等と連携を図り、自立・就業に結びつけるための様々な支援を実施する。

マ行

● メンタルフレンド

児童の兄または姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を小学校に派遣し、児童の良き理解者として児童に接し、児童の自主性、社会性等の伸長を援助する活動を行う。

ヤ行

● ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること(提唱者はノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス等)。バリアフリー*との違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールをめざすが、ユニバーサルデザインはバリアフリー*を包含し、より発展させた考え方といえる。

● 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。(児童福祉法*)

● 要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。(児童福祉法*)

● 要保護児童対策地域協議会

平成16年の児童福祉法*改正により法定化された市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会である。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童*の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークである。(*)

ラ行

●レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務である。

ワ行

●ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。または、参加者が自主的活動方式で行う講習会のこと。本来は「工房」の意味だが、グループによる双方向性を重視した体験学習の場として広く使われている。

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と翻訳される言葉で、仕事と、家庭や地域生活など仕事以外のさまざまな活動を、個人が希望するバランスで展開できる状態を指す。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によれば、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」ということである。

参考文献

(※)「介護福祉用語辞典 四訂」中央法規出版

(*)「社会福祉用語辞典 第7版」ミネルヴァ書房

5 事業索引

	事業名	ページ数
ア行	赤ちゃん絵本文庫	53,135
	アレルギー児対策	72
	あんしん歩行エリア	156
	安全安心メール*の推進	158
	育児支援家庭訪問事業	45
	育成医療費助成	108
	いじめ、不登校、問題行動等への対応	120
	いじめ問題対策委員会	128
	一時あずかり・特定保育*	70
	1歳6か月児健康診査	34,38,43,78,83,102,107
	一般事業主行動計画*策定の推進	150
	延長保育*	71
	おはなし会	53,134
	親子ふれあい農園	140
	親支援事業	45
	親と子の歯みがき教室	80
カ行	科学教室	125
	夏季健全育成費支給事業	60,143
	学童クラブ*	104,131
	学校教育ネットワーク	121
	学校支援ボランティア	125,129
	学校施設整備	156
	学校図書館	123
	学校の安全管理	157
	学校評価研究	125
	家庭教育学級	36,119,149
	家庭の日	118
	キッズデザインの啓発	155
	虐待防止ネットワーク	45
	虐待防止マニュアルの活用	45
	虐待予防	43
	休日保育	71
	休日・夜間診療	85
	給食展・大試食会	124
	給食の提供	124
	休養ホーム利用交通費助成	95
	教育相談	120
	郷土の森博物館	126
	郷土の森博物館体験学習	126,136
	居宅介護	105
	啓発(情報提供)	118
	けやき教室	127
	元気一番まつり	140
	研究協力校	125
	健康教育	117,123

	事業名	ページ数
カ行 (続き)	健康診査費助成	94
	公園・緑地	55,156
	公会堂を利用した自主活動の場づくり	39,52
	高校生相互ホームステイ	138
	荒奨学金	143
	公・私立幼稚園就園奨励費補助金	73,74
	交通安全意識の啓発	157
	交通安全講習会	158
	子育て関連団体と地域とのネットワーク化	56,150
	子育て講座	41
	子育てサイト*の充実	35,78
	子育て情報の提供	35,79,119
	子育てスタート事業	46,82
	子育て相談室	41,80
	子育て地域交流事業	39,52
	子育てひろば*事業	38,51
	子育てひろば*[ポップコーンパパ]	54
	子育てボランティアの育成講座	56
	子ども医療費助成	59,108
	子ども科学体験教室	138
	子ども家庭支援センター*[「たち」]における情報提供	36
	子ども手当	59
	子どもと家庭の総合相談	40
	子どもふれあいボランティア	134
	子どもランド事業	139
	コミュニティ事業	57,139
サ行	3歳児健康診査	34,38,43,78,84,102,107
	産前産後家庭サポート事業	35,41,45,58,81
	3～4か月児健康診査・産婦健康診査	34,38,43,77,83,101,106
	市営住宅	55,92,158
	市営住宅の優先抽選	92
	事故防止の啓発	36
	自主活動奨励事業(児童サークル活動)	57,139
	思春期保健対策	118
	自転車の安全利用の推進	156
	児童育成手当	94,109
	児童館における情報提供	36,52,79
	児童館の活用	40,52,131
	児童虐待*の相談・対応	44
	児童・生徒の健康づくり推進	118
	児童生徒のボランティア活動普及事業	126,129,138
	児童手当	59
	児童デイサービス*事業	105,107
	児童扶養手当	94,109
	市民住宅	158
	就学援助	59,142

	事業名	ページ数
サ行 (続き)	就学相談	100,103,120,128
	修学旅行支度金支給事業	60,144
	ジュニアスポーツ活動の助成	142,143
	ジュニアスポーツ教室	140
	ジュニアスポーツ指導者育成	141
	ジュニアリーダー講習会	130,138
	生涯学習サポーター	57,129
	障害児福祉手当	108
	障害児保育	65,104
	障害者(児)休養事業	109
	障害者(児)福祉啓発	100
	障害者相談支援事業	36,40,101
	障害への理解・啓発の推進	100
	奨学金給付	143
	奨学資金貸付	143
	小学生のためのブックトーク「よむよむ探検隊」	51,133
	小学校国際理解教育	121
	小中学校美術鑑賞教室	126,137
	小中連携の研究	125
	小児慢性疾患医療費助成	109
	少人数指導等事業	121
	情報化社会における教育の充実	122
	食育推進事業	124
	職業観、就労意識の育成	122,133
	助産施設入所	60,82
	女性センターにおける講座・講演の実施	140,149
	女性に対する暴力をなくす運動事業	44
	女性問題相談事業	41
	ショートステイ*	46,71
	市立保育所における相談事業	40
	市立幼稚園園庭開放	52,73
	私立幼稚園児保護者補助金	73,74
	市立幼稚園障害児保育	73,104
	私立幼稚園等入園補助金	59
	市立幼稚園における教育と相談	41,73
	人権教育	123
	心身障害児童・生徒地域活動	105
	心身障害者(児)福祉手当	108
	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問)	33,37,42,77,106
	新入学時文具券支給事業	60,144
	性教育	118,122
	青少年音楽祭	137
	青少年健全育成強調事業	117,129
	青少年健全育成市民活動	128,141
	青少年子ども相談	120
	青少年社会参加活動	129,138
	青少年対策地区活動	130,142
	青少年団体活動への援助	138,142

	事業名	ページ数
サ行 (続き)	総合的な学習	124
	相談体制の充実	39
タ行	体育施設	157
	第三者評価制度	72
	託児つき講座の実施	71
	多様な手段による情報提供	35
	短期入所	105
	男女の性別役割分業を考える講座の実施	149
	地域安全の推進	157
	地域子育てクラス	40,79
	地域子育て支援(子育てひろば*)事業	39,51
	地域生活支援事業	103,105
	地域体育館子ども体操教室	140
	地域デイグループ	105
	地域まつり	56,139
	ちいさい子のためのおはなし会	53,135
	地区公民館講座(親子映画会)	57
	ちびっ子ふれあい文化祭	139
	中学卒業者自立援助金支給事業	60,144
	中学校英語学習指導	125
	中学校部活動外部指導員	129,141
	中高生ひろば事業	133
	定期予防接種	85
	DV*防止の情報・資料の収集と提供	44
	ティーンズスタジオ	54,137
	東京都大気汚染健康障害者医療費助成	109
	道德教育	123
	特色ある学校づくり運営費	125
	特定事業主行動計画*の推進	150
	特別支援教育*	104,127
	特別児童扶養手当	108
	図書館サービス	54,135
	トワイライトステイ*	70
ナ行	日光林間学校	136
	入学時初年度納付資金貸付	143
	乳幼児訪問	34,37,42,77,106
	認可外保育所(認証・保育室*等)	65
	認可保育所*	65
	認可保育所*入所の優遇	93
	妊産婦訪問	33,37,42,79,81
	妊婦健康診査	80,81,84
	妊婦歯科健康診査	82,84
	年末保育	71
	はじめてのパパママ学級	55,80,149
ハ行	発達健康診査	84,102,107
	美術館	137
	美術子ども親子ワークショップ*	130,137
	美術展ギャラリートーク*・ワークショップ*	137

	事業名	ページ数
ハ行 (続き)	PTA家庭教育学級	118
	ひとり親(母子・父子)家庭等医療助成	93
	ひとり親(母子・父子)家庭ホームヘルプサービス*	91
	被服費等支給事業	60,143
	病児・病後児保育*	70
	ファミリー・サポート・センター事業*	56,58,70
	府中市心身障害者(児)医療費助成	108
	府中市成人の日記念「青年のつどい」	119
	府中っ子学びのパスポート	126
	府中水辺の楽校	136
	ふるさと広場	57,139
	ふれあい手作り教室	136
	ふれあいの集い	57,139
	文化活動奨励	137
	保育所地域交流事業	40,54
	保育所等巡回歯科保健指導	80
	保育所における質の向上のための取り組み (アクションプログラム*)	72
	放課後子ども教室*事業	131,134
	防犯意識の啓発	157
	母子栄養強化食品の支給	60
	母子家庭高等技能訓練促進費支給	90,92,94
	母子家庭自立支援教育訓練給付金支給	90,93,94
	母子健康手帳の配布	33,37,42,78,81
	母子自立支援の相談	90,91,92,95
	母子生活支援施設	46,93
	母子福祉資金・女性福祉資金	91,93,94
	母子保健事業時のボランティアの活用	71
	母子保健相談	82
マ行	マタニティマークの周知	156
	ママクラスツッキング	82
	みちづくりバリアフリー*化整備事業	157
	メンタルフレンド*	120,127
ヤ行	野外活動振興事業	57,139
	ハケ岳移動教室(セカンドスクール)	124,136
	ハケ岳自然教室	136
	ユニバーサルデザイン*の推進	155
	養育家庭(里親)の普及	46
	幼児歯科健診	85
	幼児体育教室	139
	幼稚園類似施設保護者補助金	73,74
	予防歯科指導教室	80
ラ行	離乳食・幼児食教室	55,80
	利用者負担のあり方検討(幼保)	59,74
	利用者負担の適正化	65
ワ行	ワーク・ライフ・バランス*啓発事業	148